

## 前文

現代の国際社会は、長い歴史を経て大いに発展し、人類は誕生して以来空前の繁栄をほこっている。しかし同時に、先人が闘争を繰り返してつくりあげられた歴史は、現代に深い禍根を残し、さまざまな国際問題を生み出す原因ともなった。現代の国際問題は、その原因の根深さのみならず、国家間の利害がからみあって複雑な様相を呈し、未来の国際社会に対する絶望感をあおっている。こうした国際状況のなかで、我々も、一人の国際社会に生きる人間として、日々おこる国際問題に対する関心を絶やさず、鋭い感性をもって理解を広げることが求められるようになってきた。現在、国際問題解決のプロセスにおいては、国際社会の代表として国際連合が大きな役割を担っており、その存在無しには現代の歴史を語ることはできない。国際連合は、平和、正義、福祉の伸張を原則とし、現代社会に直面する広範な諸問題に普遍的な立場から取り組む国際機構である。国際連合を学び正しく理解することは、現在を生きる国際人として必須となっているといえる。

そこで我々は、国際連合、国際社会、そしてその問題に対する理解を目指すために、「模擬国連(Model United Nations)」活動を行おうと決意した。模擬国連とは、現実の国際連合で展開する会議外交を土台に、入念な調査を踏まえて模擬会議を実行し、国際社会の実像に接近する活動であり、国際機構の理論的、実証的研究の応用の一つとして国際機構の機能と構造、国際問題の論点、多国間交渉の態様などを体験的に学習できる方法である。模擬国連に通じることは、国連を理解し、また実際の国際社会の成り立ちやその折衝を学ぶ最高の機会となるであろう。

さらに模擬国連活動を行ううえで、国内の学生がお互いを理解し、全国的に協力して発展することは極めて重要である。

我々は、以上の問題意識を追求するため、ここに日本模擬国連(以下「本団体」とする)の設立を宣言し、日本模擬国連規約(以下「本規約」とする)を定める。

## 第1 章：名称

### 第1 条（名称）

本団体の正式名称は「日本模擬国連」とする。なお、英語名は「Japan Model United Nations」とする。

## 第2 章：目的及び活動内容

### 第2 条（目的）

本団体の目的は、以下の通りである。

(1) 次代を担う学生に対して国際理解の為の学習方法となる模擬国連活動の場を提供す

ること

- (2) その活動を広く普及及び発展させることを通じて、国際連合及び国際関係に関する研究と国際問題の正確な理解又はその解決策の探求を促進すること
- (3) 同じ関心を持つ会員同士の友好を深めること
- (4) 豊かな国際感覚と社会性を有し、未来の国際社会に大いに貢献できる人材を育成、輩出すること

### 第3条（活動内容）

本団体は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 日本における模擬国連活動の普及と社会への発信
- (2) 第2条の目的を達成するための研究活動の運営
- (3) 国際連合及び国際関係をテーマにした講演会や討論の企画、運営
- (4) 全国規模の模擬国連会議の開催
- (5) 模擬国連会議全米大会日本代表団派遣事業運営局規約に基づく同運営局の設置
- (6) 模擬国連会議の世界規模大会への参加支援
- (7) 日本における国際連合研究の発展に関する、国際機関の活動への学生の立場からの積極的な協力
- (8) 会員間の相互交流を目的とした活動の企画、運営

### 第4条（事業年度）

本団体の活動は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。

## 第3章：機関

### 第5条（機関の種類）

本団体は、以下のように機関を設ける。

- (1) 本団体の主要な機関として、事務局を設ける。
- (2) 本団体の事業機関として、模擬国連会議全米大会日本代表団派遣事業運営局、各全国規模大会事務局を設ける。

## 第4章：会員

### 第6条（会員の種類）

本組織は、正会員と休会員によって構成される。

### 第7条（権利）

全て会員は本団体のあらゆる活動に自由に参加する権利を有する。

### 第8条（義務）

全て会員は、次の各項に定める義務を負う。

- (1) 本団体の活動に積極的に参加すること
- (2) 本団体の理念及び目的を理解し、これに賛同すること
- (3) 所属する研究会及び支部へ入会金、年会費を遅滞なく納めること

### 第9条（正会員の要件）

以下の要件を満たしたものを本団体の正会員とする。

- (1) 学生であること
- (2) 国際連合及び国際関係に興味をもち、模擬国連の研究活動を続けて行く意志のあること
- (3) 所属する研究会及び支部へ入会金を納入済みであること
- (4) 所属する研究会及び支部へ年会費を納入していること

### 第10条（正会員の権限）

すべての正会員は、以下の権限を有する。

- (1) 本人の所属する事務局が設置する総会において議決権を有し、議題及び自己の原案の提出を行うことができる。
- (2) 第22条に定める要件を満たす場合には、所属する事務局の事務局長・事務局員に立候補することができる。(2011年改正 関西3/25)

### 第11条（休会制）

以下の要件を満たしたものを本団体において休会員とする。

- (1) 一定期間模擬国連活動を休まざるを得ないが、再度模擬国連活動を続ける強い意志を持った者とする。
- (2) 本人の申し出により半期以上活動を休止する者は休会とみなし、活動停止期間にかかる事務局費及び研究会費の一部を免除する。
- (3) 休会員は活動に復帰した際、再度入会金を請求されない。
- (4) 休会の基準は原則として本条(2)によるが、やむをえない事情の場合は各研究会・支部が判断する。

### 第12条（会員資格の期限）

会員資格の期限は、研究会及び支部の執行部が別に定める会員資格更新手続きを取ることにより、一年間延長される。

#### 第13条（退会）

全ての会員は、自発的な意思により退会できる。その際は、事前に各所属研究会支部に対して退会の意思を伝えなければならない。

## 第5章：代表

#### 第14条（代表）

1. 本団体の代表者として「代表」を選出し、運営上の最高責任者とする。また、代表は他の役職と兼任することを可能とする。
2. 代表の選出は、各事務局長による互選または推薦に基づき、各会長・支部長の事前または事後の承認によってなされる。

#### 第15条（代表の任務・権限）

代表には以下の権限が認められる。

- (1) 本団体の運営・活動を円滑に行うために、各事務局を統括する。
- (2) 本団体の窓口として対外との連絡・対応を統括する。

## 第6章：事務局

#### 第16条（事務局の地位）

1. 事務局は、本団体の主たる運営機関である。
2. 事務局は具体的な運営事項に関し、必要に応じて細則を別に定めることができる。

#### 第17条（事務局の構成）

1. 事務局は、一名の事務局長と複数名の事務局員よって構成される。
2. 事務局は、事務局長の同意のもと必要に応じて、新たな事務局員職を設置することができる。
3. 事務局は、場合により事務局員を各研究会から追加募集することができ、事務局長の任命をもって事務局員となる。

#### 第18条（事務局の任務）

本団体の事務局は、以下の任務を有する。

- (1) 模擬国連活動の普及、発展に関する事務
- (2) 国際問題への理解の推進に関する事務
- (3) 研究会及び支部の活動を支援する事務
- (4) 全国規模の模擬国連大会への協力に関する事務
- (5) 模擬国連会議全米大会日本代表団派遣事業への協力に関する事務
- (6) その他必要とされる運営事務

#### 第19条(事務局における意思決定)

本団体の事務局は、定められた任務を遂行するにあたり、本規約に従って意思決定を行う。

#### 第20条（事務局長の地位）

事務局長は各事務局の代表であり、かつそれら運営機関の最高責任者である。

#### 第21条（任務・権限）

事務局長は以下の任務及び権限を有する。

- (1) 事務局総会及び事務局会議を召集する。
- (2) 本団体の運営・活動を円滑ならしめるため、事務局長は事務局のあらゆる活動を統括する。
- (3) 事務局長は、各機関からいつでも報告を受けることができる。
- (4) 事務局長は、緊急に事務局の決定を下さなければならない、やむをえない事情が発生した場合には、事務局の代表として、自己の裁量において事務局としての決定を下すことが出来る。
- (5) 事務局長は、必要に応じて事務局員を任命し増やすことができる。ただし、任命される者は第22条に定める要件を満たす者に限られる。

#### 第22条（事務局長・事務局員の要件）

事務局長及び事務局員となるためには以下の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 本団体の理念と目的に賛同していること。
- (2) 研究会及び支部の会員であること。
- (3) 国際連合及び国際関係に興味を持ち、研究を続けていく意思があること。
- (4) 研究会及び支部のいずれかで一定の活動経験を積んでいること。

#### 第23条（事務局長の決定）

- 1. 事務局長選挙は、事務局が決定した選挙管理委員会により実施される。

2. 選挙管理委員会は毎期の選挙において選挙方式を事務局に提案し、その承認を受けなければならない。

#### 第24条（事務局員の決定）

事務局員は事務局長によって任命され、その任期はその事務局長と同じである。

#### 第25条（任期）

事務局長と事務局員の任期は、毎年1月1日から12月31日までとする。

#### 第26条（除名条件・手続き）

1. 事務局員は辞任する場合には、その1ヵ月前までに事務局長にその旨伝えなければならない。
2. 第22条に掲げる要件を欠くことが明らかになった事務局員は、総会決議によって除名される。その際、除名の対象となるものには、十分な弁明の機会が与えられなければならない。

#### 第27条（選挙管理委員会）

1. 選挙管理委員会は、次年度の事務局員選挙を円滑かつ公正に行なうために設けられる特別委員会である。
2. 選挙管理委員会の委員は、その事務局に所属する会員により構成され、その任期を毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。

#### 第28条（総会の地位）

総会は、各事務局において運営・活動に関するすべての事項を討議し、議決することができる議決機関とする。

#### 第29条（総会の構成・定足数・議決）

1. 総会は、その事務局に所属する正会員によって構成される。
2. 総会の開催は、正会員の過半数にあたる議決権を有する正会員の出席を必要とする。
3. 総会の議決は、議決権の過半数をもってこれをなす。
3. 議決権を有する正会員は代理人をもってその議決権行使することができる。但し代理人は正会員であり、その代理権を証明する書面を事務局に提出することを要する。
4. 前項の代理権の授与は、総会毎になされなければならない。
5. 議長は、必要であれば事務局がこれを任命する。

#### 第30条（総会の権限）

1. 年1回以上開かれる定例総会において次の事項を討議することができる。
  - (1) 事務局構成員
  - (2) 予算・決算
  - (3) 年間活動基本方針
  - (4) 未加盟団体の日本模擬国連への加盟の是非および日本模擬国連からの脱退の是非(2011年改正 関西3/25 )
  - (5) その他必要と認められる事項
2. 年間活動基本方針案採択をもって、以後当該活動方針に基づく事務局内での決定を、その事務局総意として決定し、承認したものとすることができる。
3. 各事務局の決定と行動の迅速性・機動性を確保するために、前項に該当しない事項であっても、特に問題が生じないと認められる場合に限り、事後に報告を受けることを条件に、総会は事務局の決定を承認したものとすることができる。

#### 第31条（総会の招集）

1. 総会は、原則として事務局長によって招集される。但し、会員の過半数の要請がある場合には、事務局長は遅滞無く招集しなければならない。
2. 各事務局長は、事務局が定め、年間活動計画書において発表された時期に定例総会を招集する。
3. 各事務局長は必要に応じて、臨時総会を招集できる。

## 第7章：研究会

#### 第32条（地位）

1. 各事務局は、研究活動の場として適当な数の研究会を設けることができる。
2. 各研究会は、各事務局の下に対等であり、いかなる理由によっても何らの序列をつけられない。

#### 第33条（構成員）

1. 各研究会は会員によって構成される。
2. 会員は、入会時及び年度毎に、当該年度所属する研究会を選択する権利をもつ。
3. 研究会の正会員は総会において一人一票の投票権を持つ。

#### 第34条（研究会執行部）

1. 各研究会は、会長の下に研究会執行部を設ける。なお、会長は研究会内でのすべての

活動を統括する。

2. 研究会執行部は、会長ならびにその他研究会内で必要と認められた人員によって構成される。

#### 第35条（研究会執行部の任務・権限）

1. 研究会執行部は、研究会における研究活動その他の活動を円滑に行うためにすべての業務を行う。
2. 研究会執行部は、研究会における研究活動及びその他の活動を円滑ならしめるために必要な助言・勧告を事務局から受ける。

## 第8章：支部

#### 第36条（地位）

支部は研究会と並び、本団体の主たる活動研究機関である。

#### 第37条（支部長）

1. 支部長はその下に執行部を設け、支部内でのすべての活動を統括する。
2. 支部長は所属する事務局と密接に連絡を取り、活動内容を最低年一回はその事務局へ報告する。

#### 第38条（構成員）

1. 各支部はその支部の会員によって構成される。
2. 支部に所属する者は、特段の定めがない限りにおいて、本団体規約に規定された会員の権利または義務を有する。

#### 第39条（支部執行部）

1. 支部は支部長の下に執行部を設ける。
2. 支部執行部は、支部長ならびにその他の支部内で必要と認められた人員によって構成される。

#### 第40条（支部執行部の任務・権限）

1. 支部執行部は、支部における研究活動その他の活動を円滑に行うためにすべての業務を行う。
2. 支部執行部は、支部における研究活動及びその他の活動の報告を支部長のもと定期的に行い、また所属団体間でも相互に情報を交換する。

## 第9 章：全国規模大会

### 第41条（全国規模大会の開催）

1. 本団体は、全国規模の模擬国連大会（以下「本大会」とする）を開催する。
2. 本大会の運営を行なうために、第5条に基づいて、独立した大会事務局、運営委員会あるいはそれに類した組織を設置する。
3. 本大会の各運営事務局は、本大会のさらなる発展と向上のため、お互いに交流するよう努める。

### 第42条（大会事務局）

1. 本大会の運営事務局は大会事業の企画・運営に関するすべての事務を行うものとする。
2. 本大会の事務局員のなかでその職務を遂行することが困難と判断した際、運営事務局は、その事務局員以外の会員がその職務を遂行するための措置をとることができる。
3. 第41条にさだめる運営事務局ならびにその事務局員は、主催する事務局の総会の承認をもって成立とする。ただし、支部が主催する大会の場合は、支部においてそれに準ずる場での承認による。

### 第43条（事務総長）

1. 本大会の事務総長は、主催する事務局の総会の選出による。ただし、支部が主催する大会の場合は支部においてそれに準ずる場での選出による。
2. 事務総長は、本大会の企画・運営におけるすべての事務を統括するものとする。

### 第44条（会計）

本大会の会計は、必要に応じて第53条に定める特別会計とし、独立会計とする。

### 第45条（参加者の要件）

大会事務局に参加の意思表示をし、かつ登録費の支払いを行った者を大会の参加者とする。

### 第46条（開催の時期）

本大会は、大会事務局の定めるところにより開催されるものとする。

### 第47条（研究会・支部の支援）

研究会及び支部は、率先して本大会を支援するものとする。

## 第10 章：顧問

### 第48 条（顧問の設置）

1. 本団体は複数の顧問をおくことができる。
2. 本団体の顧問は以下の事項を求められる。
  - (1) 本団体の要請に応じて本団体に対して助言を与えること
  - (2) 毎年、代表あるいはその代理の者から報告を受けること
  - (3) 必要に応じて可能な範囲で本団体の活動に関する協力を行うこと

## 第11 章：予算

### 第49 条（事務局一般会計）

各事務局の活動は、原則として各事務局の会計担当が、その事務局に所属する構成員より徴収した会費によって賄う。

### 第50 条（研究会一般会計）

各研究会の活動は、原則として各研究会の会計担当が、その研究会に所属する会員より徴収した会費によって賄う。

### 第51 条（支部一般会計）

各支部の活動は、原則として各支部の会計担当が、その支部に所属する会員より徴収した会費によって賄う。

### 第52 条（一般会計年度）

一般会計年度は、1月1日より12月31日までとする。

### 第53 条（特別会計）

全国規模大会等の多額の予算を必要とし、一般会計によっては賄えない特別な事業に関しては、原則としてその予算をその運営事務局が調達した資金によって賄う。

### 第54 条（会計監査）

1. 各事務局一般会計の監査は、会員が監査できるように年度末に総会で報告される。
2. また、必要に応じて会計監査を設置することができる。但し、細則を別途定めること。

## 第12 章：改正

### 第55 条（改正）

1. 本規約の改正の必要があるときには、本団体は、遅滞なくこれを改正しなければならない。
2. 本規約の改正の議決は、各事務局総会において発議し、そこで2/3 以上の賛成を得られなければ効力を持たない。
3. ただし、各事務局に所属する支部の組織運営に関する特別事項を改正する際は、事前に各支部の賛成を得られなければ効力を持たない。

### 第56 条（改正の範囲）

前条で述べる改正の範囲は、一部改正・全面改正を含む。ただし、本規約の前文および第2 条に掲げる本団体の目的・理念・原則と矛盾するような規定を設けることは許されない。

## 第13 章：付則

### 第57条（効力の発生期日）

1. 本規約は、2010年1月1日より効力を生ずる。
2. 本規約の改正が行われた場合、当該条項はその採択の翌日より効力を発する。

採択：2009 年12 月30 日

発効：2010 年 01 月 01 日